

**アットホーム福岡
介護予防短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和4年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●1割負担の場合

(単位:円)

要介護度	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護 I(1日)	552	685
②サービス提供体制強化加算 I(1日)	23	
③機能訓練体制加算(1日)	13	
④生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ	211	
⑤若年性認知症受入加算 ※適用時のみ	127	
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ	211	
⑧療養食加算(1食) ※適用時のみ	9	
⑨送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ	195	
⑩介護職員処遇改善加算 I(1日)	49	60
⑪特定介護職員処遇改善費加算 I(1日)	16	19
⑫介護職員等ベースアップ等支援加算(1日)	11	13
食費 (1日)	第1段階	300
	第2段階	600
	第3段階①	1,000
	第3段階②	1,300
	第4段階	1,445
居住費 (1日)	第1段階	820
	第2段階	820
	第3段階①②	1,310
	第4段階	2,006

※上記①～③・⑩⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	1,784	1,933
	第2段階	2,084	2,233
	第3段階①	2,974	3,123
	第3段階②	3,274	3,423
	第4段階	4,115	4,264

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

**アットホーム福岡
介護予防短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和4年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●2割負担の場合

(単位:円)

要介護度	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護 I(1日)	1104	1370
②サービス提供体制強化加算 I(1日)	46	
③機能訓練体制加算(1日)	26	
④生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ	422	
⑤若年性認知症受入加算 ※適用時のみ	254	
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ	423	
⑧療養食加算(1食) ※適用時のみ	17	
⑨送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ	389	
⑩介護職員処遇改善加算 I(1日)	97	120
⑪特定介護職員処遇改善費加算 I(1日)	32	38
⑫介護職員等ベースアップ等支援加算(1日)	21	25
食費 (1日)	第1段階	300
	第2段階	600
	第3段階①	1,000
	第3段階②	1,300
	第4段階	1,445
居住費 (1日)	第1段階	820
	第2段階	820
	第3段階①②	1,310
	第4段階	2,006

※上記①～③・⑩⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	2,446	2,745
	第2段階	2,746	3,045
	第3段階①	3,636	3,935
	第3段階②	3,936	4,235
	第4段階	4,777	5,076

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

**アットホーム福岡
介護予防短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和4年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●3割負担の場合

(単位:円)

要介護度	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護 I(1日)	1656	2054
②サービス提供体制強化加算 I(1日)	70	
③機能訓練体制加算(1日)	38	
④生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ	634	
⑤若年性認知症受入加算 ※適用時のみ	380	
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ	634	
⑧療養食加算(1食) ※適用時のみ	26	
⑨送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ	583	
⑩介護職員処遇改善加算 I(1日)	145	180
⑪特定介護職員処遇改善費加算 I(1日)	47	57
⑫介護職員等ベースアップ等支援加算(1日)	32	38
食費 (1日)	第1段階	300
	第2段階	600
	第3段階①	1,000
	第3段階②	1,300
	第4段階	1,445
居住費 (1日)	第1段階	820
	第2段階	820
	第3段階①②	1,310
	第4段階	2,006

※上記①～③・⑩⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	3,108	3,557
	第2段階	3,408	3,857
	第3段階①	4,298	4,747
	第3段階②	4,598	5,047
	第4段階	5,439	5,888

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)